

## 様式 2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健部医務課
契約締結年月日	令和4年4月1日
契約者名	(公社) 山梨県看護協会
契約名	新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設等健康観察業務委託契約
契約金額 (税込み)	180,435,214円
随意契約理由	<p>医療体制確保のため、新型コロナウイルス感染症の軽症患者のための宿泊療養施設を令和2年度から開設している。</p> <p>療養施設として入所者の健康観察及び急変時の対応をするために、施設には看護師を最低2人は常駐させねばならず、県看護協会を通し県内の潜在看護師を確保するとともに、民間事業者に看護師派遣を委託し、24時間365日常駐できる人数を確保してきた。</p> <p>令和4年度も新型コロナウイルス感染症の終息は見込めないため、引き続き宿泊療養施設を開設するが、令和4年3月31日現在勤務中の看護師を勤務させるには、引き続き県看護協会並びに民間事業者と労働者派遣契約を締結し、令和4年4月1日から看護師の勤務を開始しなければならない。</p> <p>また、令和3年8月以降、退所後ケア班、ファーストケア班、ホームケア班が立ち上がり、宿泊療養施設入所者以外の軽症患者の健康観察や相談対応等を行う看護師の配置が必要となった。上記3班の業務は日中の業務であり、毎日のように通勤できる県内在住看護師を確保する必要があることから、県内の看護師に豊富な人脈を持つ県看護協会に委託してきた。</p> <p>上述のとおり、県看護協会は、令和2年度下期以降、宿泊療養施設及びコロナ対策本部への看護師の勤務実績があり、各施設の業務内容やノウハウについて熟知している。</p> <p>また、医療スタッフとして派遣可能な看護職員有資格者を職員として有するとともに、業務として潜在看護師の把握と職業の斡旋を行っているため、豊富な人脈を有しており、万一人材が不足した場合でも速やかに対応することができる。</p> <p>以上のことから、本業務を委託できる主体は県看護協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号